

千葉県 JICA シニアボランティアの会規約

(名 称)

第1条 会の名称は、「千葉県 JICA シニアボランティアの会」(以下「本会」という)と称する。
英語名称は Chiba JICA Senior Volunteers Association とする。

(目 的)

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 会員相互の交流により親睦を図る。
2. JICA の海外業務に参加した経験を基に、千葉県における JICA の事業活動に協力する。
3. 千葉県内の国際理解・交流に関する活動について協力する。
4. 会員の各種社会参加を促進する情報を提供する。
5. 以上の目的に適する会員の情報を収集して、その広報と普及に努める。

(事 業)

第3条 本会の事業は、会の目的に合致した年度計画を策定し、総会に諮って決定する。

(会 員)

第4条 本会の会員については次のように定める。

1. シニア海外ボランティア並びに日系社会シニアボランティア、海外協力隊／日系社会海外協力隊、シニア海外協力隊／日系社会シニア海外協力隊の活動経験者、及び派遣予定者で、千葉県在住者或いは出身者であること。
入会を希望する者は入会申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。尚、上記資格者以外でも、本会の活動に興味がある者については、別途役員会で審議の上、入会を許可することがある。
退会を希望する場合は、所定の退会届を提出し、役員会で受理するものとする。
2. 会員の配偶者で会員と共に入会を希望する者は、家族会員として登録できる。
3. 本会の目的に反する行為をなした会員は役員会の決議により、これを除名することが出来る。

(役 員)

第5条 本会は次の役員と会計監査を置く。

役員	(1) 会長	1 名
	(2) 副会長	1 名
	(3) 事務局長	1 名
	(4) 幹事	6 名以内
会計監査		1 名

※新規事業等の場合、連絡等の協力をお願いするために期間限定の「特任委員」を新たに置くことが出来る。

(役員等の選出、任期及び構成)

第6条 役員と会計監査の選出、任期及び役員会の構成を次のとおり定める。

- 1 総会は、役員と会計監査を無記名投票により選出する。選挙の管理は総会で指名された選挙管理委員 2 名により行う。但し、現に役員である者と役員候補者の総数および現に会計監査である者と会計監査候補者の総数が、第 5 条に定める定員内の場合は、議長は挙手等での採決を提案することができる。
- 2 役員、会計監査の任期は 3 年とするが、再任を妨げない。
- 3 総会終了後最初に開かれる役員会において、役員の互選により、会長、副会長及び事務局長を選任する。
- 4 役員会は役員で構成する。尚、役員以外でも役員会議に出席して意見を述べられるが、議決権を有しない。

(役員と会計監査の業務)

第7条 役員と会計監査の業務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
3. 事務局長は総務を行う。
4. 事務局長および幹事は、会長、副会長と共に会務を分担する。
5. 会計監査は、経理台帳並びに会計業務を監査し、総会で報告する。

(事務局)

第8条 事務局及び支部

1. 本会の事務局は、事務局長の自宅に置く。
2. 本会は必要に応じ支部を設ける。

(総 会)

第9条 総会は通常総会と臨時総会とする。

1. 通常総会は毎年 1 回会長が招集し、臨時総会は会長が必要と認める時、招集することが出来るが、出席者及び委任状の総数が、会員総数の 2 分の 1 を超えなければならない。招集が困難と役員会が判断した場合、会長は通信手段などで会員の議決権を保証するものとする。
2. 総会は、会の総合的な運営方針、その他必要な事柄の協議を行い決定する。
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
4. 総会に出席できない会員は、委任状により議決権を行使できるものとする。
5. 総会の議決は、委任状を含む会員出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決するところとする。

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費、活動支援・謝礼金及び寄付金等をもってこれに充てる。会計年度は毎年 4

月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会 費)

第11条 会費については次のように定める。

1. 会員の年会費は 2,000 円とする。ただし、海外派遣及びこれに準ずる期間と重複する年度の会費は免除される。また、10 月以降の入会者の会費は半額とする。
2. 家族会員の年会費は会員年会費の半額とする。
3. 納入された会費は退会時に返還しない。

付則 この規約は、平成 15 年度設立総会(2003 年 7 月 5 日)から施行する。

(改正履歴)

- 第 1 回改正： 2004 年（平成 16 年）5 月 29 日 総会にて決議
- 第 2 回改正： 2005 年（平成 17 年）5 月 28 日 総会にて決議
- 第 3 回改正： 2007 年（平成 19 年）5 月 26 日 総会にて決議
- 第 4 回改正： 2008 年（平成 20 年）5 月 31 日 総会にて決議
- 第 5 回改正： 2009 年（平成 21 年）5 月 16 日 総会にて決議
- 第 6 回改正： 2014 年（平成 26 年）5 月 10 日 総会にて決議
- 第 7 回改正： 2015 年（平成 27 年）5 月 9 日 総会にて決議
- 第 8 回改正： 2016 年（平成 28 年）5 月 22 日 総会にて決議
- 第 9 回改正： 2017 年（平成 29 年）5 月 13 日 総会にて決議
- 第 10 回改正： 2018 年（平成 30 年）5 月 12 日 総会にて決議
- 第 11 回改正： 2020 年（令和 2 年）5 月 1 日 通信手段総会の決議発表
- 第 12 回改正： 2021 年（令和 3 年）5 月 15 日 総会にて決議
- 第 13 回改正： 2023 年（令和 5 年）5 月 14 日 総会にて決議